



金 沢 市 公 報

第 2 6 6 1 号 の 3

平成22年(2010年)7月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ		
選挙管理委員会告示		合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (")	1
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について		合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (")	2
(選挙管理委員会)	1	参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の変更について (")	2
議会の解散の請求並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について			
(")	1		
教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について			
(")	1		

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第53号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数)は、7,236人です。

平成22年7月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第54号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(議会の解散の請求並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数)は、120,585人です。

平成22年7月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第55号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数)は、120,585人です。

平成22年7月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第56号

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数)は、7,236人です。

平成22年7月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第57号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）は、60,293人です。

平成22年7月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第58号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙において、期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により読み替えて適用される同令第25条の規定により告示します。

平成22年7月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

第1期日前投票所（本庁）

	日 目	職務を行 うべき日	曜 日	投 票 管 理 者		投票管理者の職務を代理すべき者	
				住 所	氏 名	住 所	氏 名
変更前	11	7月5日	月	石川郡野々市町本町1丁目48番38号	林 潔	金沢市銚子町ト2番地	九社前俊一
変更後	11	7月5日	月	白山市宮保町1233番地	村西 京子	金沢市銚子町ト2番地	九社前俊一

第7期日前投票所（元町）

	日 目	職務を行 うべき日	曜 日	投 票 管 理 者		投票管理者の職務を代理すべき者	
				住 所	氏 名	住 所	氏 名
変更前	15	7月9日	金	金沢市東山1丁目16番11号	細井 一夫	金沢市神谷内町49番地2	古林 尚幸
変更後	15	7月9日	金	金沢市東山1丁目16番11号	細井 一夫	金沢市二俣町ま2番地	木下かよ子

平成22年(2010年)7月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成22年(2010年)7月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄